

社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会ボランティアセンター登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「センター」という。）設置規程（平成元年4月1日施行）第1条の目的に基づき、市内で行われているボランティア活動の推進を図るため、センター登録に関し必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う。

(団体登録の要件)

第3条 登録できる要件は、主に宇都宮市内において主体的な参加に基づくボランティア活動を行っている団体又は社会貢献の一環としてボランティア活動に取り組む団体及び事業所とし、以下の各号の要件を満たすもので、事業所にあつては、宇都宮市内に本社、支店、営業所等を有するものとする。

- (1) 活動団体として構成員5名以上で組織が確立していること。
- (2) 活動の目的、内容が明確化されていること。
- (3) 活動の目的が営利・宗教・政治活動等でないこと。
- (4) 公序良俗に反していないこと。
- (5) 活動内容・状況を公表できること。

(個人ボランティアの登録及び要件)

第4条 個人ボランティアの登録を申請する者は「個人ボランティア登録カード」を本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。なお、登録の要件は、前条第(2)号から第(5)号を準用する。

(団体ボランティア登録の申請)

第5条 センター登録を申請する団体は、次の書類に必要事項を記入のうえ会長に提出しなければならないものとする。

- (1) ボランティア団体登録申請書（様式第1号）
- (2) ボランティア団体の概要と主な活動内容（様式第2号）
- (3) ボランティア団体の活動実績並びに活動計画書（様式第3号）
- (4) ボランティア団体の活動分野（様式第4号）
- (5) ボランティア団体の会員名簿（様式第5号）
- (6) その他、会長が特に必要と認める書類

(登録の承認)

第6条 会長は団体登録申請書及び個人ボランティア登録カードの提出を受けたときは、これを審査し登録の可否を決定し、「登録承認・不承認通知書（様式第6号）」により通知する。

2 会長は、第1項の規定により登録を承認したときは、登録台帳に記載し、その登録台帳を管理する。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、登録した日が属する年度内とする。ただし、1月から3月末までに登録申請を行った場合には、登録の有効期間は、翌年度の4月1日から3月31日までとすることができる。

2 年度を超えて継続して登録を希望する場合には、更新年度の前年度1月から登録更新確認書兼現況報告書（様式第7号）により申請を受け付ける。この場合において、登録の有効期間は更新年度の4月1日から3月31日とする。

(実績報告)

第8条 登録団体及び個人は、毎年度事業終了後2ヶ月以内に、ボランティア活動実績報告書を会長に提出しなければならない。なお、前条の登録更新確認書兼現況報告書(様式第7号)の提出をもって実績報告を兼ねることができる。ただし、会長が別途報告を必要と認める場合はこの限りでない。

(登録の変更)

第9条 登録を承認された団体及び個人は、第5条に規定する登録の内容に変更を生じた場合は、ボランティア登録内容変更届出書(様式第9号)により関係する資料を添付し、速やかに会長にその旨を届出なければならない。

(登録の取消)

第10条 会長は登録団体及び個人が、次の各号の一に該当したとき、または活動が不適切であると認められたときは、第6条第1項の登録の承認を登録取消決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

- (1) 登録取消しの申し出があったとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 連絡なく、センターが指定する提出期限内に更新手続きを行わなかったとき。
- (4) 実績報告書の提出がないとき。
- (5) 団体及び個人の所在が確認できないとき。
- (6) 偽りその他不正の行為による登録並びに活動を行ったとき。
- (7) その他この登録の趣旨に照らし、会長が登録を不適切であると認めたとき。

(センター活動への協力)

第11条 登録を受けた団体及び個人は、センターが行うボランティア活動等に関する情報発信に協力する。また、センターの呼びかけに応じ、ボランティア活動及びセンターの活動に協力する。

(活動支援等)

第12条 センターは、登録を受けた団体及び個人に対し次の支援を行う。

- (1) ボランティア活動に関する情報提供。
- (2) ボランティア活動に関する相談及び支援。
- (3) ボランティア活動及び研修等に関する周知。
- (4) その他必要と認める支援。

(個人情報の取扱い)

第13条 登録に関して知り得た個人情報については、社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会個人情報保護要綱(平成18年4月1日施行)に基づき適切に取り扱うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。